

沖縄県病害虫防除技術センター所長 伊 禮 信

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板（航空防除用 2 回分） 104,804 枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病害虫防除技術センター 那覇市字真地 123 番地
- 3 落札を決定した日 令和 7 年 4 月 2 日
- 4 落札者の名称及び所在地 第一農薬株式会社 代表取締役 宮城武人 沖縄市海邦町 3 番 11
- 5 落札金額 37,396,700 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 2 月 21 日

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 5 月 16 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

土地改良事業の名称	完了年月日
谷川地区ため池等整備事業	令和 6 年 3 月 27 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和 7 年 5 月 16 日から同年 9 月 16 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 令和 7 年 4 月 11 日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 赤峰家具田場店 うるま市字田場 1100 番 10 ほか 11 筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社赤峰家具 うるま市勝連南風原 4024 番地の 7 代表取締役 赤嶺秀榮
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社赤峰家具 うるま市勝連南風原 4024 番地の 7 代表取締役 赤嶺秀榮
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和 8 年 1 月 20 日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,847 平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 92 台
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 5 台
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 100 平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 29 立方メートル
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前 10 時、閉店時刻 午後 7 時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時から午後 8 時まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口 1 か所、出口 1 か所、出入口の位置 次の図のとおり
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 8 時から午後 6 時まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。）
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和 7 年 5 月 16 日から同年 9 月 16 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和 7 年 4 月 11 日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマンニューマン店 西原町字小那覇1565番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和 7 年 12 月 10 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,863平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 532台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 15台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 240平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 57立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前 7 時、閉店時刻 午後 8 時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 7 時から午後 9 時まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口 3 か所、出口 3 か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 8 時から午後 6 時まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 16 日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 918,700リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道事務所 宜野湾市伊佐三丁目12番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 代表取締役 屋嘉比康則 うるま市字昆布1455番地
- 5 落札金額 64円90銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 2 月 14 日

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和 7 年 4 月 11 日

沖縄県知事殿

名 称 有限会社 赤峰家具
代表者名 代表取締役 赤嶺 秀榮
住 所 沖縄県うるま市勝連南風原4024-7

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称： 赤峰家具田場店
所在地： うるま市字田場 1100-10、他 11 筆



2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所（法人の場合は所在地）
有限会社 赤峰家具 代表取締役 赤嶺 秀榮	沖縄県うるま市勝連南風原 4024-7

3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 8 年 1 月 20 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,846.62 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

符号	駐車場の種類	収容台数	1 台当たりの区画の面積(m ²)	位 置
		(うち、軽自動車専用区画)	(うち、軽自動車専用区画)	
1	建物外平面駐車場 (自走式)	92 台	2.5m×5.0m＝12.5 m ²	店舗北側（添付資料③参照）
		(0 台)		
合 計		92 台		
		(0 台)		

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

符号	収容台数	備 考 (原動機付自転車が駐輪した場合の収容台数)	位 置
1	5 台	5 台	店舗西側 (添付資料③参照)
合計	5 台	5 台	

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

符号	面 積	(うち、搬出入車両駐車スペース面積)	(搬出入車両の駐車可能台数)	位 置
1	100.0 m ²	100.0 m ²	1 台	店舗北側 (添付資料⑦参照)
合計	100.0 m ²	100.0 m ²	1 台	

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

符号	容 量	位 置
1	28.52 m ³ (4.51m×2.36m×2.68m)	店舗内北側 (添付資料⑦参照)
合計	28.52 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

符号	小売業を行う者の氏名または名称	開店時刻及び閉店時刻
1	有限会社 赤峰家具 代表取締役 赤嶺 秀榮	10:00～19:00

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

9:00～20:00

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

符号	駐車場 No.	出入口の数		位 置
		入口	出口	
1	出入口1-建物外平面駐車場 (自走式)	1	1	(添付資料③参照)
	合 計	1	1	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

8:00～18:00

<大規模小売店舗施設の概要>

(1) 建築構造 : A 棟 : 鉄骨造

(2) 各面積 :

建物名	小売面積	延床面積	敷地面積
A 棟	2,846.62 m ²	4,169.34 m ²	
計	2,846.62 m ²	4,169.34 m ²	6,740.71 m ²

添付書類一覧No. (大規模小売店舗立地法第6条第2項に規定する添付書類)

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し【添付資料①】
- 2 主として販売する物品の種類【規則第4条第1項第2号】
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面【規則第4条第1項第3号】
 - (1) 建物の位置を示す図面
 - ア 建物の位置図【添付資料②】
 - イ 建物の配置図【添付資料③】
 - ウ 敷地内及び周辺の用途地域指定図【添付資料④】
 - (2) 小売業を行うための店舗の配置を示す図面【添付資料⑤】
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第4号】
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項【規則第4条第1項第5号】
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法【規則第4条第1項第6号】
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯【規則第4条第1項第7号】
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面【規則第4条第1項第8号】
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面【規則第4条第1項第9号】
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第10号】
- 11 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第12号】
- 12 その他指針で規定する配慮すべき事項について

添 付 書 類

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
添付資料①参照

2 主として販売する物品の種類

図面 No.	小売業者の氏名又は名称 及び代表者の氏名	小売業者の 所在地	主として販 売する物品 の種類	開店 時刻	閉店 時刻
A 棟	有限会社 赤峰家具 代表取締役 赤嶺 秀榮	沖縄県うるま市 勝連南風原 4024-7	家具類	10 : 00	19 : 00

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

(1) 建物の位置を示す図面

- ア 建物の位置図 添付資料②-1 周辺見取図
添付資料②-2 周辺見取図 (広域)
添付資料②-3 周辺見取図 (航空写真)
添付資料②-4 周辺見取図 (航空写真) (広域)
- イ 建物の配置図 添付資料③ 配置図
- ウ 敷地内及び周辺の用途地域指定図
添付資料④-1 騒音に係る環境基準の類型指定図
添付資料④-2 騒音規制法に基づく規制地域指定図
添付資料④-3 都市計画図

(2) 小売業を行うための店舗の配置を示す図面 添付資料③ 配置図

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 駐車場について

計画店舗の駐車場輪設置台数は92台(千㎡あたり32.3台)とする。本件は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号)の「大きな家具を主として扱う家具店」にあたり、同指針が示す計算式の例外として既存類似店のデータから必要駐車台数が算出できるため、以下の既存類似店のデータを用いて算出した。

これによると、直近3店舗における駐車場設置台数の平均は17.0台/千㎡であり、計画店舗の面積に乗じると49台となるため、既存類似店から算出された必要台数を満たしている。

表4-1 類似品目取り扱い店舗との比較表

年度	店舗名	面積	必要台数	設置台数	差分	台/千㎡
本申請	赤峰家具	2,847	111	92	(19)	32.3
R5	(仮称)ニトリ宮古島店	3,492	145	48	(97)	13.7
R4	(仮称)ニトリ石垣店	2,560	98	45	(53)	17.6
H26	(仮称)ニトリ豊見城店	3,411	140	65	(75)	19.1
直近受理案3件の平均						17.0

必要駐車台数 49台 < 当該大規模小売店駐車場設置台数 92台

(2) 駐輪場について

計画店舗の駐輪設置台数は10台設置する。店舗面積当りでみると、3.5台/千㎡となっている。直近で申請された類似業務を行う既存店舗と比較するとニトリ宮古島店の店舗面積当たりの設置台数は1.7台/千㎡(店舗面積3,492㎡、設置駐輪台数6台)、ニトリ石垣店は5.5台/千㎡(店舗面積2,560㎡、設置駐輪台数14台)である。また、他近隣の既存店舗の駐輪状況を確認したところ、駐輪台数はほとんど見られなかったため、台数は問題ないと考えられる。

表4-2 必要駐車台数

店舗	場所	業種	小売店舗面積(千㎡)	設置台数(台)	店舗面積当たり設置台数(台/千㎡)
計画店舗	うるま市	家具屋	2.847	10	3.5
(仮称)ニトリ宮古島店	宮古島市	家具屋	3.492	6	1.7
(仮称)ニトリ石垣店	石垣市	家具屋	2.560	14	5.5

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

①周辺見取図

添付資料②、③、⑥参照

②各案内経路別来台数割合の予測結果及び算出根拠

開店後の将来交通量及び交差点需要率の予測方法は、実測した現況交通量に開店後の各交差点での交通量について設定される増分を加算し、そのピーク時における道路交通状況について交差点需要率を算出した。

交差点需要率については、最大負荷を考慮した来退店経路にて算出した。

③交通量調査結果

(1) 交差点の現況交通量調査結果

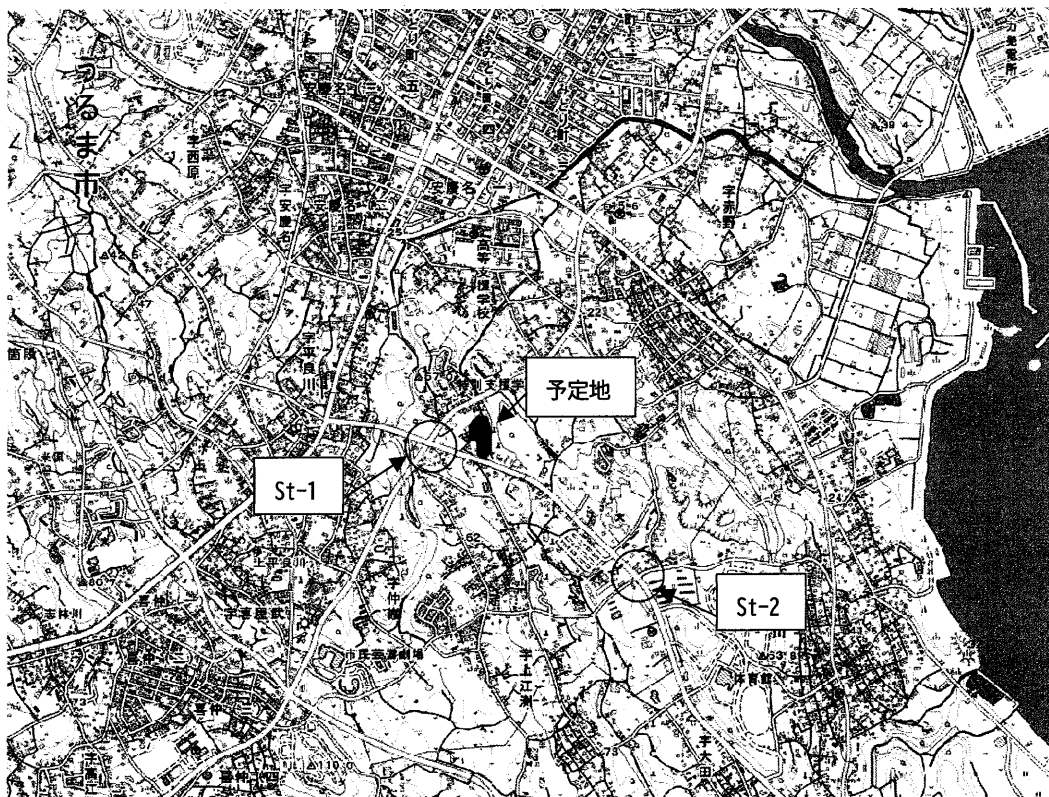
交差点の現況交通量は、図 5-1 交通量調査地点位置図に示した計画店舗周辺主要 3 交差点にて、現地測定した。測定は平日、休日の 2 日実施した。

表 5-1 (1) ～ (4) に現況交通量調査結果を示した。

表 5-1 (1) 各交差点の現況交通量 (総計)

調査地点	平日		休日	
	総交通量	ピーク時	総交通量	ピーク時
St-1 交差点	25,943	2,356	18,388	1,675
St-2 交差点	14,945	1,655	10,023	954

図 5-1 交通量調査地点位置図



ア St-1 交差点

St-1 交差点での交通量は7:00～21:00の調査時間帯で、平日 25,943 台、休日 18,388 台であった。

1 時間あたりの交通量のピーク時間帯は、平日が 17:00～18:00 (2,356 台)、休日が 12:00～13:00 (1,675 台) であった。

調査時間全体での 1 時間あたりの交通量は、平日が 921～2,356 台、休日が 672～1,675 台であった。

表 5-1 (2) 現況交通量調査結果 (St-1 平日/休日)

時間帯	交通量 (台)	
	St-1 交差点	
	平日 (2/19)	休日 (2/9)
天気	曇り時々雨	曇り時々雨
7:00～8:00	1,933	672
8:00～9:00	2,163	976
9:00～10:00	1,821	1,317
10:00～11:00	1,630	1,328
11:00～12:00	1,872	1,674
12:00～13:00	1,768	1,675
13:00～14:00	1,819	1,606
14:00～15:00	1,997	1,539
15:00～16:00	1,969	1,651
16:00～17:00	2,054	1,593
17:00～18:00	2,356	1,443
18:00～19:00	2,008	1,239
19:00～20:00	1,632	937
20:00～21:00	921	738
合計	25,943	18,388

イ St-2 交差点

St-2 交差点での交通量は 7:00～21:00 の調査時間帯で、平日 14,945 台、休日 10,023 台であった。

1 時間あたりの交通量のピーク時間帯は、平日が 17:00～18:00 (1,655 台)、休日が 15:00～16:00 (954 台) であった。

調査時間全体での 1 時間あたりの交通量は、平日が 688～1,655 台、休日が 340～954 台であった。

表 5-1 (3) 現況交通量調査結果 (St-2 平日/休日)

時間帯	交通量 (台)	
	St-2 交差点	
	平日 (2/19)	休日 (2/9)
天気	曇り時々雨	曇り時々雨
7:00～8:00	1,113	432
8:00～9:00	1,567	594
9:00～10:00	1,014	820
10:00～11:00	942	659
11:00～12:00	885	927
12:00～13:00	861	951
13:00～14:00	960	795
14:00～15:00	979	893
15:00～16:00	1,013	954
16:00～17:00	1,179	795
17:00～18:00	1,655	770
18:00～19:00	1,189	586
19:00～20:00	900	507
20:00～21:00	688	340
合計	14,945	10,023

④案内経路別ピーク時自動車来台数の設定

案内経路別来台数構成比の予測は、半径 3km 圏内における主要道路でブロックに区切り（図 5-2 参照）、ブロック内の世帯数の構成比を予測値として算出した。

算出した案内経路別世帯数構成比にピーク 1 時間あたりの自動車台数を乗じ、ブロック毎の自動車来台数を算出した（表 5-2 参照）。

ピーク時の 1 時間当たりの自動車台数は小売店舗へのピーク 1 時間あたりの自動車来台数をもとに算出した（表 5-3 参照）。

図 5-2 案内経路別ブロック図

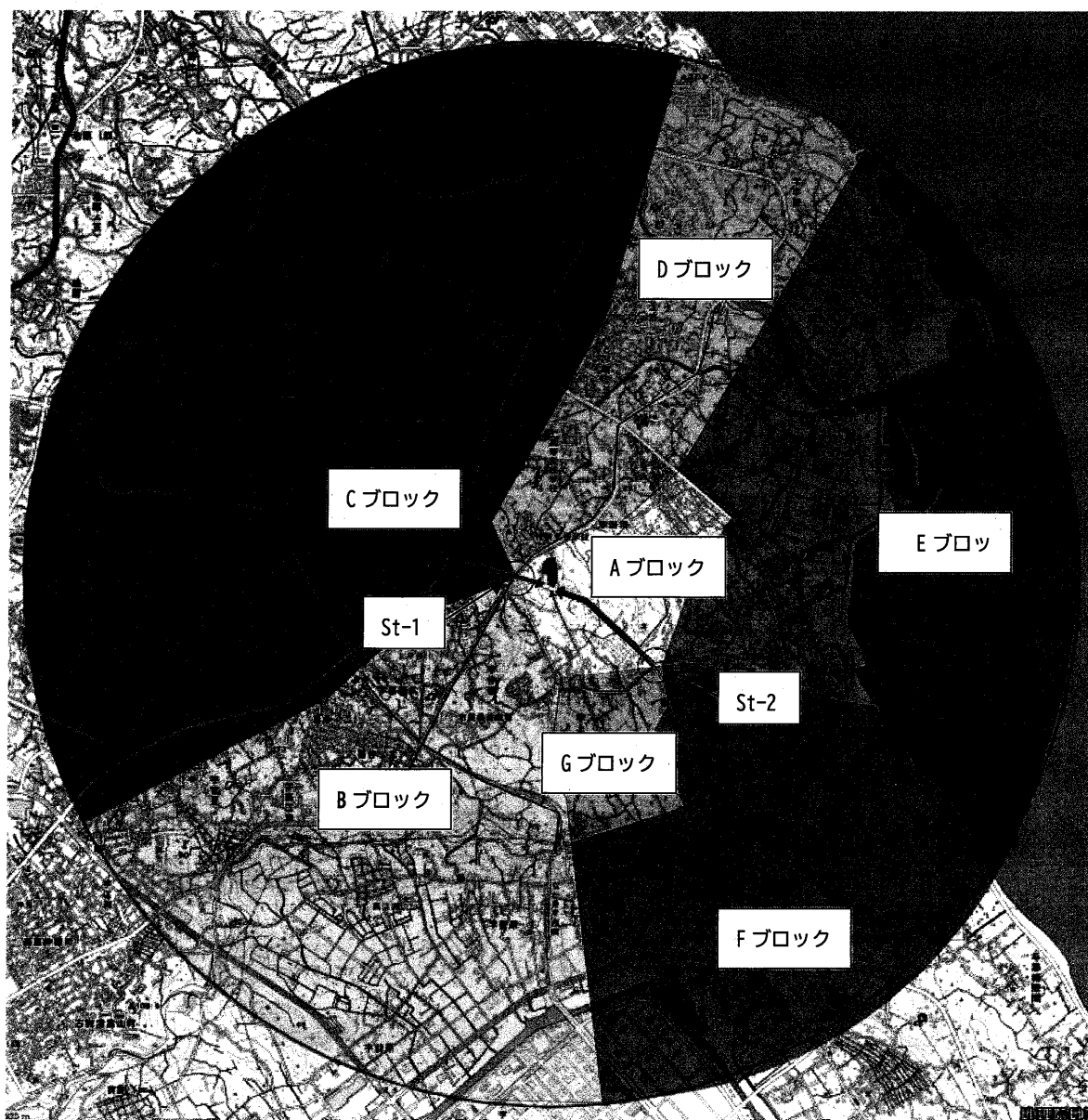


表 5-2 案内経路別ピーク時自動車台数の設定

ブロック	ブロック別 世帯数	構成比	平日・休日 (自動車数)
A	1,565	5.1%	7
B	7,895	25.5%	37
C	12,985	41.1%	60
D	2,895	9.4%	14
E	1,877	6.1%	9
F	3,103	10.0%	15
G	889	2.9%	4
合計	30,958	100%	146

世帯数出典：市町村の人口・世帯数（沖縄県、令和6年12月31日現在）

表 5-3 ピーク1時間あたりの自動車台数

事項	数値	算出根拠等
S：店舗面積	2.84662 千㎡	千㎡未満も小数点以下で表示
地区の区分	その他地区	用途地域：
A：店舗面積当たり 日來店客数原単位	1,015	40 万人未満、店舗面積 < 5 千㎡
B：ピーク率	14.4%	指針の数値
L：駅・バスターミナル等からの距離	—	—
C：自動車分担率	70%	人口 10 万人以上 40 万人未満
D：平均乗車人員※	2 人／台	1 万㎡以上のため $1.5 + 0.05 \times 2.85 = 1.5 + 0.14 = 1.64$ 人／台
E：平均駐車時間係数※	0.76	1 万㎡以上のため $(65 + 2 \times S) / 60 =$ $(30 + 5.5 \times 2.84662) \div 60 = 45.65641 \div 60 = 0.761$
F：日來客自動車台数	1011 台	$A \times S \times C \div D$
G：ピーク1時間來客自動車台数	146 台	$A \times S \times B \times C \div D$

(2) ブロック別ルート利用設定

開店後に利用すると思われるアクセス経路をブロック別に設定した（別紙-添付資料⑥参照）。

ア 来店経路（添付資料⑥-1、2 参照）

Aブロック（うるま市田場南側を中心とした地区）

Aブロックは、うるま市田場南側方面から St-1、St-2 交差点を通らずに、出入口 1 に右折または左折入庫となるように設定した。

Bブロック（うるま市仲嶺・喜仲・高江洲を中心とした地区）

Bブロックは、うるま市仲嶺地区方面から St-1 交差点を右折し、出入口 1 左折入庫となるように設定した。

Cブロック（うるま市平良川・兼箇段・西原を中心とした地区）

Cブロックは、平良川地区方面から St-1 交差点を直進し、出入口 1 に左折入庫となるように設定した。

Dブロック（うるま市みどり町 2、3 丁目・宇堅西側を中心とした地区）

Dブロックは、うるま市みどり町 3 丁目地区方向から St-1 交差点を左折し、出入口 1 に左折入庫となるように設定した。

Eブロック（うるま市赤野東側地区を中心とした地区）

Eブロックは、うるま市赤野東側地区方向から St-2 交差点を右折し、出入口 1 に右折入庫となるように設定した。

Fブロック（うるま市大田・川田を中心とした地区）

Fブロックは、うるま市大田地区方向から St-2 交差点を直進し、出入口 1 に右折入庫となるように設定した。

Gブロック（うるま市上江洲地区を中心とした地区）

Gブロックは、うるま市上江洲地区方向から St-2 交差点を左折後、出入口 1 に右折入庫となるように設定した。

イ 帰路経路〈添付資料⑥-3、4 参照〉

Aブロック（うるま市田場南側を中心とした地区）

Aブロックは、出入口 1 を左折または右折し、St-1 交差点、St-2 交差点を通過せずに、うるま市田場南側方面へ帰路となるよう設定した。

Bブロック（うるま市仲嶺・喜仲・高江洲を中心とした地区）

Bブロックは、出入口 1 を右折し、St-1 交差点を左折し、うるま市仲嶺・喜仲・高江洲方面へ帰路となるよう設定した。

Cブロック（うるま市平良川・兼箇段・西原を中心とした地区）

Cブロックは、出入口 1 を右折し St-1 交差点を直進し、うるま市平良川・兼箇段・西原方面へ帰路となるよう設定した。

Dブロック（うるま市みどり町 2、3 丁目・宇堅西側を中心とした地区）

Dブロックは、出入口 1 を右折し St-1 交差点を右折し、うるま市みどり町 2、3 丁目・宇堅西方向へ帰路となるよう設定した。

Eブロック（うるま市赤野東側地区を中心とした地区）

Eブロックは、出入口 1 を左折し St-2 交差点を左折し、うるま市赤野東側方面へ帰路となるよう設定した。

Fブロック（うるま市大田・川田を中心とした地区）

Fブロックは、出入口 1 を左折し、St-2 交差点を直進してうるま市大田・川田方面へ帰路となるよう設定した。

Gブロック（うるま市上江洲地区を中心とした地区）

Gブロックは、出入口 1 を左折し、St-2 交差点を右折してうるま市上江洲方面へ帰路となるよう設定した。

(3) 交差点交通量の予測結果

現況交通量解析結果をもとに、計画店舗が開店した時の各交差点での交通量を算出し、そのピーク時における周辺交差点の交差点需要率を算出した。交差点需要率は最大負荷を考慮した来退店経路にて算出した。表 5-4 (1) ～ (2) に各交差点の予測結果を示した。また、添付資料⑤に各交差点における現状及び将来の交差点の需要率の算出方法、交差点概略図、交通量図、現示方式を示した。

ア St-1 交差点

St-1 交差点は、平日の現状交通量 2,356 台に対し、開店後の合計交通量は 1,766 台、現状の交差点需要率 0.677 に対し、開店後は 0.745 である。休日は現状交通量 956 台に対し、開店後の合計交通量 1,065 台、現状の交差点需要率 0.474 に対し、開店後は 0.564 である。

表 5-4 (1) St-1 交差点

項目		平日	休日
現状交通量 (台/時)		2,356	1,675
開店後の増加交通量 (台/時)		111	111
合計 (台/時)		2,467	1,786
需要率	現状	0.677	0.474
	開店後	0.745	0.564

イ St-2 交差点

St-2 交差点は、平日の現状交通量 1,655 台に対し、開店後の合計交通量は 1,683 台、現状の交差点需要率 0.511 に対し、開店後は 0.529 ある。休日は現状交通量 954 台に対し、開店後の合計交通量 1,065 台、現状の交差点需要率 0.304 に対し、開店後は 0.325 である。

表 5-4 (2) St-2 交差点

項目		平日	休日
現状交通量 (台/時)		1,655	954
開店後の増加交通量 (台/時)		28	28
合計 (台/時)		1,683	1,065
需要率	現状	0.511	0.304
	開店後	0.529	0.325

(4) 交差点需要率の予測結果における検討

各交差点の需要率の現状は、平日は 0.511～0.677、休日は 0.304～0.474 である。開店後は平日 0.529～0.745、休日 0.325～0.564 と予測された。今回の調査結果では最大で 0.745 と算出されたため、いずれの交差点においても交通処理能力を上回ることはないと考えられる。

表 5-5 評価項目と評価基準

評価項目	評価基準
交差点需要率	・施設立地により、重要物流道路上の主要渋滞箇所の需要率が著しく悪化しない。 ・施設立地により、重要物流道路上に新たに交差点需要率が上限値（0.9 を目安）以上となる箇所が発生しない。

出典：重要物流道路における 交通アセスメント実施のための 技術運用マニュアル

なお、当該店舗に起因した渋滞による苦情等が発生した場合には、交通整理員の配置等、迅速な渋滞緩和の対策を検討する。

⑤出入口の形式

周辺道路の状況、小売店舗及び併設施設の規模から、小売店舗の出入口 1 か所で検討した。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

添付資料⑥参照

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

時間帯	車両の大きさ	【荷さばき施設 No. 1】		平均的な 処理時間 (分)
		車両台数		
6 時～21 時	4t 未満	2 回/月	2 回/月	10
	4t 以上 10t 未満			15
21 時～22 時※	4t 未満			10
	4t 以上 10t 未満			15
22 時～6 時	4t 未満			10
	4t 以上 10t 未満			15

※環境基準では昼間、騒音規制法の規制基準では夜間にあたる時間帯

※計算の都合上搬入出を 1 日 1 回として騒音の予測を実施した。

表 7-1 廃棄物運搬車両の台数

時間帯	廃棄物車両台数 (台)
6 時～21 時	1 台/週
21 時～22 時※	0 台
22 時～6 時	0 台

※環境基準では昼間、騒音規制法の規制基準では夜間にあたる時間帯

※計算の都合上廃棄物運搬を 1 日 1 回として騒音の予測を実施した。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

遮音壁の設置なし。

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面

項 目	稼動時間帯	位 置
室外機 1～8	10 : 00～19 : 00	添付資料⑧ 参照

ア 施設配置図《騒音用》

添付資料⑧参照

イ 施設配置図《廃棄物等に関する施設用》

添付資料⑧参照

(1) 騒音データ表

予測に用いる各騒音源の諸元を表 9-1～4 に、騒音発生源の位置を添付資料⑧に示した。

表 9-1 定常騒音に関する諸元 (1)

No.	名称	騒音源座標			騒音レベル (dB)		階
		X	Y	Z			
1	室外機 A	114.2	18.8	2.5	87	(注)	1F
2	室外機 B	115.7	18.8	2.5	87	(注)	1F
3	室外機 C	117.2	18.8	2.5	87	(注)	1F
4	室外機 D	118.8	18.8	2.5	87	(注)	1F
5	室外機 E	120.3	18.8	2.5	87	(注)	1F
6	室外機 F	121.9	18.8	2.5	87	(注)	1F
7	室外機 G	123.4	18.8	2.5	87	(注)	1F
8	室外機 H	124.9	18.8	2.5	87	(注)	1F

(注) : 騒音レベルは設備機器仕様書より (音響パワーレベル)

※座標の単位を 1m とし、原点は添付資料⑧配置図に記載する。

表 9-2 変動騒音及び衝撃騒音に関する諸元

騒音源		騒音レベル PWL (dB)	騒音発生時間
変動騒音	自動車走行(各ライン)	81.1 (注1)	9 時～20 時
	二輪自動車走行 (各ライン)	84.9 (注2)	9 時～20 時
	荷捌き車両走行(各ライン)	86.7 (注3)	8 時～18 時
	廃棄物収集車両走行(各ライン)	86.7 (注3)	8 時～18 時
	荷捌き作業(後進警報ブザー)	90 (注4)	8 時～18 時
	廃棄物収集作業(後進警報ブザー)	90 (注4)	8 時～18 時
	廃棄物収集作業 (圧縮)	90 (注5)	8 時～18 時
	廃棄物収集作業 (非圧縮)	85 (注5)	8 時～18 時
	台車走行(各ライン)	71 (注6)	8 時～18 時
衝撃騒音	荷捌きドア開閉音	87.2 (注7)	8 時～18 時
	廃棄物収集ドア開閉音	87.2 (注7)	8 時～18 時
	荷捌きリフト昇降音	86.1 (注8)	8 時～18 時
	荷捌き作業(リフトと床面等の衝撃音)	85.6 (注9)	8 時～18 時

注1:乗用車の時速 15km/h 時のパワーレベル「騒音予測の手引き P11～12」及び「ASJ-MODEL2018 日本音響学会誌 75 巻 4 号 (以下「ASJ-MODEL2018」という。) P195～198」(音響パワーレベル)。

注2:二輪車の時速 15km/h 時のパワーレベル「騒音予測の手引き P11～12」及び「ASJ-MODEL2018 P195～198」(音響パワーレベル)。

注3:中型車の時速 15km/h 時のパワーレベル「ASJ-MODEL2018 P195～198」(音響パワーレベル)。

注4:基準距離 (1m) における騒音レベル「騒音予測の手引き P25」。

注5:基準距離 (1m) における騒音レベル「騒音予測の手引き P26」。

注6:基準距離 (1m) における騒音レベル「騒音予測の手引き P27」。

注7～9:基準距離 (1m) における単発騒音暴露レベル平均値「騒音予測の手引き 参考資料編 P84」

表 9-3(1) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
1	自動車 1	1	19.3	-40.4	0.5	1F
2		2	28.8	-40.4	0.5	1F
3		3	38.3	-40.3	0.5	1F
4	自動車 2	1	38.3	-40.3	0.5	1F
5		2	37.5	-33.4	0.5	1F
6		3	36.7	-26.5	0.5	1F
7	自動車 3	1	36.7	-26.5	0.5	1F
8		2	26.8	-25.8	0.5	1F
9		3	16.9	-25.2	0.5	1F
10	自動車 4	1	16.9	-25.2	0.5	1F
11		2	18.5	-19.5	0.5	1F
12		3	20.0	-13.8	0.5	1F
13	自動車 5	1	20.0	-13.8	0.5	1F
14		2	40.4	-16.4	0.5	1F
15		3	60.9	-19.1	0.5	1F
16	自動車 6	1	60.9	-19.1	0.5	1F
17		2	72.7	-20.4	0.5	1F
18		3	84.4	-21.6	0.5	1F
19	自動車 7	1	84.4	-21.6	0.5	1F
20		2	93.7	-20.8	0.5	1F
21		3	103.0	-20.0	0.5	1F
22	自動車 8	1	102.5	-19.8	0.5	1F
23		2	108.6	-14.5	0.5	1F
24		3	114.8	-9.2	0.5	1F
25	自動車 9	1	114.8	-9.2	0.5	1F
26		2	105.3	-8.7	0.5	1F
27		3	95.8	-8.2	0.5	1F
28	自動車 10	1	95.8	-8.2	0.5	1F
29		2	84.2	-6.2	0.5	1F
30		3	72.7	-4.2	0.5	1F
31	自動車 11	1	72.7	-4.2	0.5	1F
32		2	60.2	-1.2	0.5	1F
33		3	47.7	1.8	0.5	1F

表 9-3(2) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
34	自動車 12	1	47.7	1.8	0.5	1F
35		2	36.2	1.9	0.5	1F
36		3	24.7	2.0	0.5	1F
37	自動車 13	1	24.7	2.0	0.5	1F
38		2	22.3	-5.9	0.5	1F
39		3	20.0	-13.8	0.5	1F
40	自動車 14	1	19.3	-40.4	0.5	1F
41		2	18.1	-32.8	0.5	1F
42		3	16.9	-25.2	0.5	1F
43	自動車 15	1	114.8	-9.2	0.5	1F
44		2	125.5	-8.7	0.5	1F
45		3	136.3	-8.2	0.5	1F
46	自動車 16	1	136.3	-8.2	0.5	1F
47		2	150.5	-13.2	3.5	2F
48		3	164.8	-18.1	7.5	3F
49	二輪 1	1	102.5	-19.8	0.5	1F
50		2	108.6	-14.5	0.5	1F
51		3	114.8	-9.2	0.5	1F
52	二輪 2	1	114.8	-9.2	0.5	1F
53		2	125.5	-8.7	0.5	1F
54		3	136.3	-8.2	0.5	1F
55	二輪 3	1	136.3	-8.2	0.5	1F
56		2	150.5	-13.2	3.5	2F
57		3	164.8	-18.1	7.5	3F
58	荷捌き 1	1	136.3	-8.2	0.5	1F
59		2	150.5	-13.2	3.5	2F
60		3	164.8	-18.1	7.5	3F
61	荷捌き 2	1	114.8	-9.2	0.5	1F
62		2	125.5	-8.7	0.5	1F
63		3	136.3	-8.2	0.5	1F
64	荷捌き 3	1	114.8	-9.2	0.5	1F
65		2	105.3	-8.7	0.5	1F
66		3	95.8	-8.2	0.5	1F

表 9-3(3) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
70	荷捌き 5	1	72.7	-4.2	0.5	1F
71		2	60.2	-1.2	0.5	1F
72		3	47.7	1.8	0.5	1F
73	荷捌き 6	1	136.3	-8.2	0.5	1F
74		2	150.5	-13.2	3.5	2F
75		3	164.8	-18.1	7.5	2F
76	荷捌き 7	1	114.8	-9.2	0.5	1F
77		2	125.5	-8.7	0.5	1F
78		3	136.3	-8.2	0.5	1F
79	荷捌き 8	1	114.8	-9.2	0.5	1F
80		2	105.3	-8.7	0.5	1F
81		3	95.8	-8.2	0.5	1F
82	荷捌き 9	1	95.8	-8.2	0.5	1F
83		2	84.2	-6.2	0.5	1F
84		3	72.7	-4.2	0.5	1F
85	荷捌き 10	1	72.7	-4.2	0.5	1F
86		2	60.2	-1.2	0.5	1F
87		3	47.7	1.8	0.5	1F
88	荷捌き 11	1	47.7	1.8	0.5	1F
89		2	36.2	1.9	0.5	1F
90		3	24.7	2.0	0.5	1F
91	廃棄物 1	1	136.3	-8.2	0.5	1F
92		2	150.5	-13.2	3.5	2F
93		3	164.8	-18.1	7.5	3F
94	廃棄物 2	1	114.8	-9.2	0.5	1F
95		2	125.5	-8.7	0.5	1F
96		3	136.3	-8.2	0.5	1F
97	廃棄物 3	1	114.8	-9.2	0.5	1F
98		2	105.3	-8.7	0.5	1F
99		3	95.8	-8.2	0.5	1F
100	廃棄物 4	1	95.8	-8.2	0.5	1F
101		2	84.2	-6.2	0.5	1F
102		3	72.7	-4.2	0.5	1F

表 9-3(4) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
103	廃棄物 5	1	72.7	-4.2	0.5	1F
104		2	60.2	-1.2	0.5	1F
105		3	47.7	1.8	0.5	1F
106	廃棄物 6	1	47.7	1.8	0.5	1F
107		2	36.2	1.9	0.5	1F
108		3	24.7	2.0	0.5	1F
109	廃棄物 7	1	24.7	2.0	0.5	1F
110		2	22.3	-5.9	0.5	1F
111		3	20.0	-13.8	0.5	1F
112	廃棄物 8	1	20.0	-13.8	0.5	1F
113		2	40.4	-16.4	0.5	1F
114		3	60.9	-19.1	0.5	1F
115	廃棄物 9	1	60.9	-19.1	0.5	1F
116		2	72.7	-20.4	0.5	1F
117		3	84.4	-21.6	0.5	1F
118	廃棄物 10	1	84.4	-21.6	0.5	1F
119		2	93.7	-20.8	0.5	1F
120		3	103.0	-20.0	0.5	1F
121	廃棄物 11	1	102.5	-19.8	0.5	1F
122		2	108.6	-14.5	0.5	1F
123		3	114.8	-9.2	0.5	1F

表 9-4 変動騒音・衝撃騒音に関する諸元（座標）

名称	X	Y	Z	騒音発生時間
荷さばき 1 後進警報ブザー	75.8	5.0	0.5	8 時～18 時
荷さばき 1 ドア開閉	75.8	5.0	0.5	8 時～18 時
荷さばき 1 リフト昇降	75.8	5.0	0.5	8 時～18 時
荷さばき 1 床面衝撃	75.8	5.0	0.5	8 時～18 時
廃棄物 1 ブザー	75.8	5.0	0.5	8 時～18 時
廃棄物 1 ドア開閉	75.8	5.0	0.5	8 時～18 時
廃棄物 1 圧縮	75.8	5.0	0.5	8 時～18 時

(2) 騒音予測位置

①総合的な騒音レベルを予測する地点

添付資料⑨に総合的な騒音レベルの予測地点を示した。

総合的な騒音レベルを予測する地点は、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地、又は立地可能な住居等の屋外とした。

また、道路と駐車場には高低差があるが、騒音予測地点は駐車場と同じ高さを基準とした。予測地上高さについて、地点Aは1F(1.2m)、地点Bは1F(1.2m) 2F(4.2m)、地点Cは擁壁の上にあり1F(8.5m) 2F(11.5m)、地点Dは1F(1.2m)とする。予測する時間帯は、午前8:00～午後8:00とした。

表 9-5 総合的な騒音レベルを予測する地点の設定根拠

地点名	予測地点選定理由	備考	座標
地点A	計画地北側に隣接する住宅	荷捌き、廃棄物運搬作業、一般車両走行の影響が考えられる。	高層(X:13.6, Y:-28.5, Z:1.2)
地点B	計画地西側に隣接する2階建て住宅	荷捌き、廃棄物運搬作業、一般車両走行の影響が考えられる。	高層:(X:86.3, Y:-29.9, Z:4.2) 低層(X:86.3, Y:-29.9, Z:1.2)
地点C	計画地南側に隣接する3階建て住宅	室外機の影響が考えられる。	高層(X:152.6, Y:14.8, Z:11.5) 低層(X:152.6, Y:14.8, Z:8.5)
地点D	計画地東側の隣地	室外機の影響が考えられる。	低層(X:121.7, Y:26.0, Z:1.2)

※地点Cは3階建てで最も影響の大きい1階と2階を代表地点として選定した。

②発生する騒音源ごとの騒音レベルを予測する地点

添付資料⑧に騒音発生源を示した。

予測地点はその発生音源からの騒音レベルが最も大きくなる地点で予測を行った。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(1) 騒音の総合的な予測・評価結果

地点 A～D は、A 及び B 類型に指定されている。騒音の予測結果は、表 10-2 に示すとおりである。これによると、地点 D の昼間において環境基準値を超過している。

地点 D は室外機の影響が考えられるが、隣地は無人の山地になっており建設物はなく、著しく周辺環境に影響を及ぼすものではないと考えられる。したがって、固定発生源である室外機等からの総合的な騒音については、今後、隣地に住宅等が建設されクレーム等があった場合には真摯に対応するものとする。

表 10-2 騒音の総合的な予測・評価結果

地点	地域の 類型	環境基準値 (dB)		予測値 (dB)				評価
				一般住宅等 (低 層)		一般住宅等 (高 層)		
				遮音壁 無	遮音壁 有	遮音壁 無	遮音壁 有	
A	A 及び B 類型	昼間	55	53	－	－	－	基準値以下
B	A 及び B 類型	昼間	55	50	－	49	－	基準値以下
C	A 及び B 類型	昼間	55	33	－	33	－	基準値以下
D	A 及び B 類型	昼間	55	<i>65</i>	－	－	－	<i>基準値超過</i>

(2) 騒音の総合的な予測の算出根拠

別紙-添付資料⑩

11 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 当該大規模小売店舗で小売業を行う業態の分類

表 11-1 小売業を業態の分類

符 号	小売業	取扱品目の年間売上高に占める割合×店舗面積比率		
		(取扱品目の年間売上高に占める割合)		
		家具類	インテリア用品	合計
1	有限会社 赤峰家具	0.95 (95%)	0.05 (5%)	1.0 (100%)
	合計	0.95	0.05	1.0

(2) 併設施設から排出される廃棄物等を含めた排出予測量

施設全体から排出される廃棄物排出予測量は指針に示される計算により 92.846 m³と予測された。

しかし、本店舗は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示 16 号）の「大きな家具を主として扱う家具店」にあたり、同指針が示す計算式の例外として既存類似店のデータから廃棄物などの保管容量が算出できるため、以下の既存の類似店のデータを用いて算出した。既存の類似店舗（同一事業者）の保管容量に関するデータを表 11-3 に示す。

これによると、同一事業者における同一市町村内の既存の別店舗における廃棄物保管庫の容量は 28.52 m³（千 m³あたり 10.78 m³）であり、事業者の聞き取りによると衛生上支障なく運用できている状況にある。既存の別店舗と計画店舗を比較すると、廃棄物保管庫の容量は同じ容量となっていることから、計画店舗における廃棄物保管庫の容量は衛生上支障のないものと想定される。

表 11-2 併設施設から排出される廃棄物等を含めた排出予測量

廃棄物の種類	D 小売業からの廃棄物等排出予測量 (m³)	E 併設施設からの廃棄物等排出予測量 (m³)	F 大規模小売店舗全体の廃棄物等排出予測量 (D+E) (m³)	G 大規模小売店舗に設置される廃棄物等保管施設容量 (m³)
紙製廃棄物等	41.447	—	41.447	
金属製廃棄物等	1.395	—	1.395	
ガラス製廃棄物等	1.196	—	1.196	
プラスチック製廃棄物等	39.853	—	39.853	
生ごみ等	6.123	—	6.123	
その他の可燃性廃棄物等	2.832	—	2.832	
合 計	92.846	0.000	92.846	28.52

当該大規模小売店舗保管施設容量

28.52 m³

<

指針の計算式により算出した

必要保管施設容量

92.85 m³ (小数点第3位四捨五入)

表 11-3 類似品目取り扱い店舗との比較表

年度	店舗名	小売面積	保管庫容量	保管日数	寸法	m³/千m²
本申請	赤峰家具 田場店	2,847	28.52 m³	1 台/週	4.51m×2.36m×2.68m	10.02
	赤峰家具 本店	2,644	28.52 m³	1 台/週	4.51m×2.36m×2.68m	10.78

13 その他指針で規定する配慮すべき事項について

(1) 歩行者の通行の利便の確保等について

- ・駐車場内に夜間照明灯を設置する。
- ・混雑時は、駐車場出入口に交通整理員を適宜配置し、歩行者と自動車の誘導を行う。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについて

- ・リサイクル可能廃棄物や紙製廃棄物、金属製廃棄物、ガラス製廃棄物、プラスチック製廃棄物、生ごみの分別保管、収集を徹底する。

(3) 防災・防犯対策への協力についての配慮

- ・防災協定等締結の予定はないが、行政より具体的な要請があれば対応を検討する。
- ・防犯対策として、従業員等が敷地内を定期的に巡回し、不審者には声をかけるなどの地域の防犯を心がける。

(4) 騒音問題への対応策について

①荷捌き施設及び作業にかかる騒音対策の概要

- ・荷捌き施設の十分なスペースの確保による荷捌き時間の短縮を図る。
- ・荷捌き作業車両のアイドリングの禁止を徹底する。
- ・作業人員に対して騒音防止意識を周知徹底する。

②屋外におけるBGM等の営業宣伝活動の予定

- ・屋外におけるBGM等の営業宣伝活動は行わない。

④駐車場における騒音対策

- ・床や排水蓋等による走行路面の段差を解消する。
- ・駐車場内でのアイドリング、空吹かし等を禁止するサインを設置する。

⑤廃棄物収集作業にかかる騒音対策

- ・作業人員への騒音抑制意識向上の働きかけを行う。
- ・定期的な収集を行い、作業時間の短縮化を図る。

(5) 廃棄物等の運搬や処理及び廃棄物等に関連する対応方策について

- ・許認可を受けた廃棄物処理専門業者による回収、運搬、処分とする。
- ・繁忙期には、回収の回数を増やして対応する。
- ・保管施設は開閉式の扉で密閉し、作業時以外は閉鎖する。
- ・敷地内において廃棄物等の処理は行わない。

(6) 街並みづくり等への配慮等

- ・関係法令に基づいた計画を行う。
- ・屋外照明灯については、店舗敷地内へ照射することで、近隣への影響が及ばないように配慮する。

(7) 自動車の安全及び交通への配慮

- ・搬入の際に路上からバック入庫を行う際は、路肩へ一時停車し目視にて後方及び歩道の安全を確認する。
- ・オープン後入庫に起因する周辺交通へ影響があった場合は、交通量が多くなる時間帯を避けて搬入出を行う。
- ・繁忙期においては、交通量が多くなる時間帯を避けて搬入出を行う。
- ・交通への支障をきたす時は、誘導員を配置し、安全対策を行う。

履歴事項全部証明書

沖縄県うるま市勝連南風原4024番地の7
有限会社赤峰家具

会社法人等番号	3600-02-012996	
商号	有限会社赤峰家具	
本店	沖縄県中頭郡勝連町字南風原4024番地の7	
	沖縄県うるま市勝連南風原4024番地の7	平成17年 4月 1日変更 平成17年 4月 5日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
会社成立の年月日	平成1年8月3日	
目的	1 家具及び寝具類の販売 2 家庭用電気製品の販売 3 貴金属、衣料品、日用雑貨品、室内外装飾品の販売 4 建物の賃貸 5 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	200株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記	

沖縄県うるま市勝連南風原4024番地の7
有限会社赤峰家具

役員に関する事項	<u>沖縄県中頭郡与那城村字屋慶名1092番地の2</u> <u>取締役</u> <u>赤 嶺 米 子</u>	
	沖縄県うるま市勝連南風原4024番地7 取締役 赤 嶺 米 子	平成 2年 5月31日住所 移転 ----- 令和 3年 1月 7日登記
	<u>沖縄県中頭郡与那城村字屋慶名1092番地の2</u> <u>取締役</u> <u>赤 嶺 秀 榮</u>	
	沖縄県うるま市勝連南風原4024番地7 取締役 赤 嶺 秀 榮	平成 2年 5月31日住所 移転 ----- 令和 3年 1月 7日登記
	<u>沖縄県中頭郡勝連町字南風原4028番地の4</u> <u>取締役</u> <u>赤 嶺 秀 寿</u>	
	<u>沖縄県うるま市勝連南風原4028番地の4</u> <u>取締役</u> <u>赤 嶺 秀 寿</u>	平成17年 4月 1日変更 ----- 平成17年 4月 5日修正 ----- 令和 4年 5月31日辞任 ----- 令和 4年 8月25日登記
	沖縄県うるま市勝連南風原4024番地7 取締役 赤 嶺 末 美	令和 4年11月 1日就任 ----- 令和 4年11月17日登記
	沖縄県うるま市字江洲464番地4セントラル シティ江洲305号 取締役 伊 波 祐 治	令和 4年11月 1日就任 ----- 令和 4年11月17日登記
	沖縄県うるま市勝連南風原4024番地7 取締役 伊 波 智 美	令和 4年11月 1日就任 ----- 令和 4年11月17日登記
	代表取締役 赤 嶺 秀 榮	平成15年10月 3日就任 -----
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 5月31日移記	

沖縄県うるま市勝連南風原4024番地の7
有限会社赤峰家具



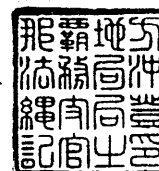
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(那覇地方法務局管轄)

令和 7年 2月26日

那覇地方法務局沖縄支局
登記官

伊 敷 栄 信



整理番号 セ650300

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/3